

国民年金保険料の後納制度

— 納め忘れた保険料を納付できます —

◆老齢基礎年金について

国民年金制度の老齢基礎年金は、20歳から60歳までの40年間保険料を納めることで、満額の老齢基礎年金を受けることができます（平成24年度の満額は786,500円）。しかし、保険料を納めない期間があると、年金額が少なくなったり、年金自体を受け取れないこともあります。これまで保険料は、納期限より2年経過すると納付できませんでした。

◆後納制度の概要

後納制度は、過去10年間の納め忘れた保険料について、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、申込みにより納付することが可能になった、というものです。ただし、既に老齢基礎年金を受給している方は対象になりません。この制度を利用することで、年金額が増額されたり、年金を受給できない方も受給できるようになることもあります。

◆注意ポイント

- 1ヶ月の保険料を納めることで、年金額が年額で約1,638円増額されます（平成24年度の満額基準）。
- 過去3年度以前の納付には、加算額がつきます。平成24年度中に納付する場合は下表によります。

| 対象年度 | 1ヵ月分の保険料額(24年度中納付の場合) | | |
|--------|-----------------------|---------|---------------------|
| | 当時の 保険料額 (A) | 加算額 (B) | 後納保険料額 (A) + (B) |
| 平成14年度 | 13,300 | 1,640 | 14,940 |
| 平成15年度 | 13,300 | 1,420 | 14,720 |
| 平成16年度 | 13,300 | 1,210 | 14,510 |
| 平成17年度 | 13,580 | 980 | 14,560 |
| 平成18年度 | 13,860 | 750 | 14,610 |
| 平成19年度 | 14,100 | 540 | 14,640 |
| 平成20年度 | 14,410 | 350 | 14,760 |
| 平成21年度 | 14,660 | 180 | 14,840 |
| 平成22年度 | 15,100 | 0 | 15,100 |

- 対象者には郵送で案内文が送られてくる予定です。なお、この手続きは個人がすべきもので、会社経由とする手続きではありません。

後納制度

検索

新しい在留管理制度

— 新制度のポイントについて —

出入国管理および難民認定法の改正により、平成24年7月9日から、入管法上の在留資格をもって本邦に中長期在留する外国人(以下「中長期在留者」という)を対象として、新しい在留管理制度がスタートしました。なお、同日をもって、これまでの外国人登録制度は廃止されました。

◆主な変更点

- 新しい在留管理制度の対象となる中長期在留者に対して、「在留カード」が交付されます。
※ただし、中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、一定の期間「在留カード」とみなされます。
- 在留期間の上限が「3年」の在留資格について、「5年」の在留期間が設けられました。
- 「みなし再入国許可」制度が設けられるなど、再入国許可制度が変更されました。

◆外国人労働者に関する事業主の届出

すべての事業主は、雇用対策法に基づき、外国人の雇入れと離職の際に、①氏名②在留資格③在留期間④生年月日⑤性別⑥国籍・地域⑦資格外活動許可の有無について確認し、以下の届出をハローワークへ行うことが義務づけられています。

- 雇用保険の被保険者となる場合・・・「雇用保険被保険者資格取得(喪失)届」
- 雇用保険の被保険者とならない場合・・・「外国人雇用状況届出書」

※届出期限については、(1)は通常通り、(2)は雇入れ・離職の場合ともに翌月末日までです

届出にあたり、在留カードが既に交付されている外国人については、在留カードの表記どおりに、在留カードがまだ交付されていない外国人については、外国人登録証明書を、また、いずれも所持していない外国人については、旅券(パスポート)によって届出事項を確認して、提出するようにします。外国人と容易に判断できるのに届け出なかった場合、指導・勧告の対象になるとともに、30万円以下の罰金の対象になります。

なお、新しい在留管理制度や外国人労働者の届出についての詳細、管轄の入国管理局やハローワークにお問い合わせ下さい。

《HR》

『禍を転じて』

不況はいつの時代も禍をもたらすものです。

Aさんは現在、数人を雇いマッサージュ関連の仕事をしていますが、15年前に勤務先をリストラされました。突然解雇されたショックは大きく他の会社で働く気にはなれなかったそうです。

そんな中、ある本の影響で、自分で商売を始めたと思うようになりまし。各地の繁華街等を歩き、自分に出る仕事は何か探し回った結果、今の仕事を見つけたそうです。針灸の学校に通うことから始め、国家資格を取得し、現在に至ります。

Aさんは、あの時の禍がなければ、今のやりがいのある仕事は見つけることは出来なかったのだから感謝していると、語ります。

その時には禍と思えても、長い人生、それを踏み台にまた始めてみれば、きっと禍転じて…になるはずだと信じています。

